

佐賀地方最低賃金審議会の公開について

平成30年6月15日

第411回佐賀地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記4の募集要項によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時 平成30年7月2日(月) 13時30分～
- 2 開催場所 佐賀第2合同庁舎(5階) 共用大会議室1
(住所:佐賀市駅前中央3-3-20)
- 3 議 題 (1)佐賀県最低賃金の改正諮問について
(2)平成30年度における審議の進め方について
(3)その他
- 4 募集要項
 - (1) 傍聴希望者は希望者ごとに次の事項を記入した郵送又はFAXで下記のあて先まで6月28日(木)17時までにお申し込みください。
 - ※ 記入事項
 - ・傍聴希望者の氏名・住所・電話番号・FAX番号
 - ※ あて先
 - ・郵送の場合 〒840-0801
佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
佐賀労働局労働基準部賃金室 あて
 - ・FAXの場合 (0952)32-7182
佐賀労働局労働基準部賃金室 あて
 - (2) 会議室の傍聴スペース上、傍聴希望者多数の場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきます。傍聴当選者に通知いたします。
 - (3) 傍聴者は別紙「順守事項」を厳守できる方に限ります。
その他お知りになりたいことがありましたら、下記にお問い合わせください。

佐賀労働局 労働基準部 賃金室
電話(0952)32-7179

審議会傍聴に当たっての順守事項

審議会の公開は国民主権の理念にのっとり、行政機関の有する情報や諸活動を国民の皆さんに説明する責務を全うするため、また、国民の皆様の的確な理解で民主的な行政の推進に資することを目的としたものであり、傍聴者の皆さまは議論に参加することや賛否を表明できません。又、審議会の進行の妨げになる行為をしてはいけません。

前記趣旨をご理解の上、下記順守事項を必ず守られますようお願いいたします。

なお、審議会主宰者の指示に従わない場合は退去をすることになります。

順守事項

- 1 指定された席に着席し、会議中に席を離れることは出来ません。途中退席（休憩時間等は除く）した場合、原則として再入場は認められません。
- 2 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 3 審議中は静粛にし、審議の妨害となる行為や審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手等を行うことはできません。
- 4 次のものの持込や身に付けることはできません。
 - ・カメラ、ビデオカメラ、録音機器
 - ・拡声器
 - ・ゼッケン、腕章、鉢巻、ヘルメット
 - ・その他棒、銃、刃物等危険なもの
- 5 次の方は傍聴をお断りします。
 - ・酒気帯びの方
 - ・秩序を乱す恐れのある方
- 6 傍聴に際してはその他、審議会会長、審議会事務局の職員の指示に従っていただきます。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者がその者を退場させることがあります。